



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会の 活動状況と今後の方向性

金融庁

公認会計士・監査審査会事務局長

兼 検査局審議官

天谷 知子

Agenda

I. 公認会計士・監査審査会の概要

II. 監査法人の審査・検査

1. 概要

2. 今後の課題、モニタリングの方針

III. その他の活動

1. 公認会計士試験

2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

I . 公認会計士・監査審査会の概要

I. 公認会計士・監査審査会の概要

① 公認会計士・監査審査会

平成16年4月、会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、独立して職権を行使する機関として設立。

合議制の機関として金融庁に置かれ、会長1名、委員9名以内で構成。

(業務)

- ・「品質管理レビュー」に対する審査及び検査
- ・公認会計士試験の実施
- ・公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、これらの業務を通じ、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としている。

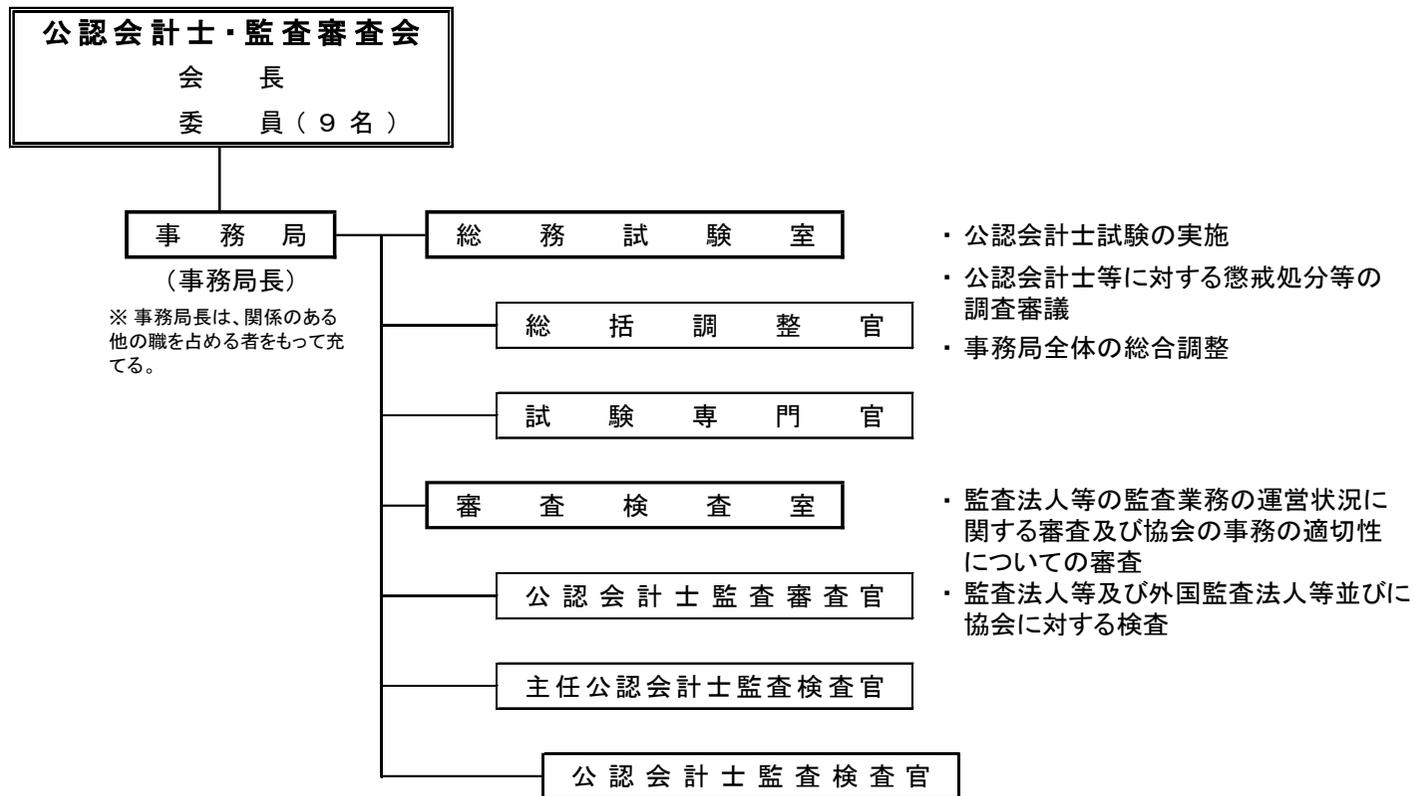
I. 公認会計士・監査審査会の概要

② 会長・委員 第5期(平成28年4月～31年3月)

会長(常勤)	廣本 敏郎	一橋大学名誉教授
委員(常勤)	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員(非常勤)	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問
委員(同)	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会専務理事
委員(同)	徳賀 芳弘	京都大学副学長・教授
委員(同)	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所研究理事
委員(同)	水口 啓子	(株)日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
委員(同)	八木 和則	横河電気(株)参与
委員(同)	山田 辰己	有限責任あずさ監査法人パートナー
委員(同)	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

I. 公認会計士・監査審査会の概要

③ 事務局の組織



I. 公認会計士・監査審査会の概要

④ 事務局の定員

(単位:人、年度末ベース)

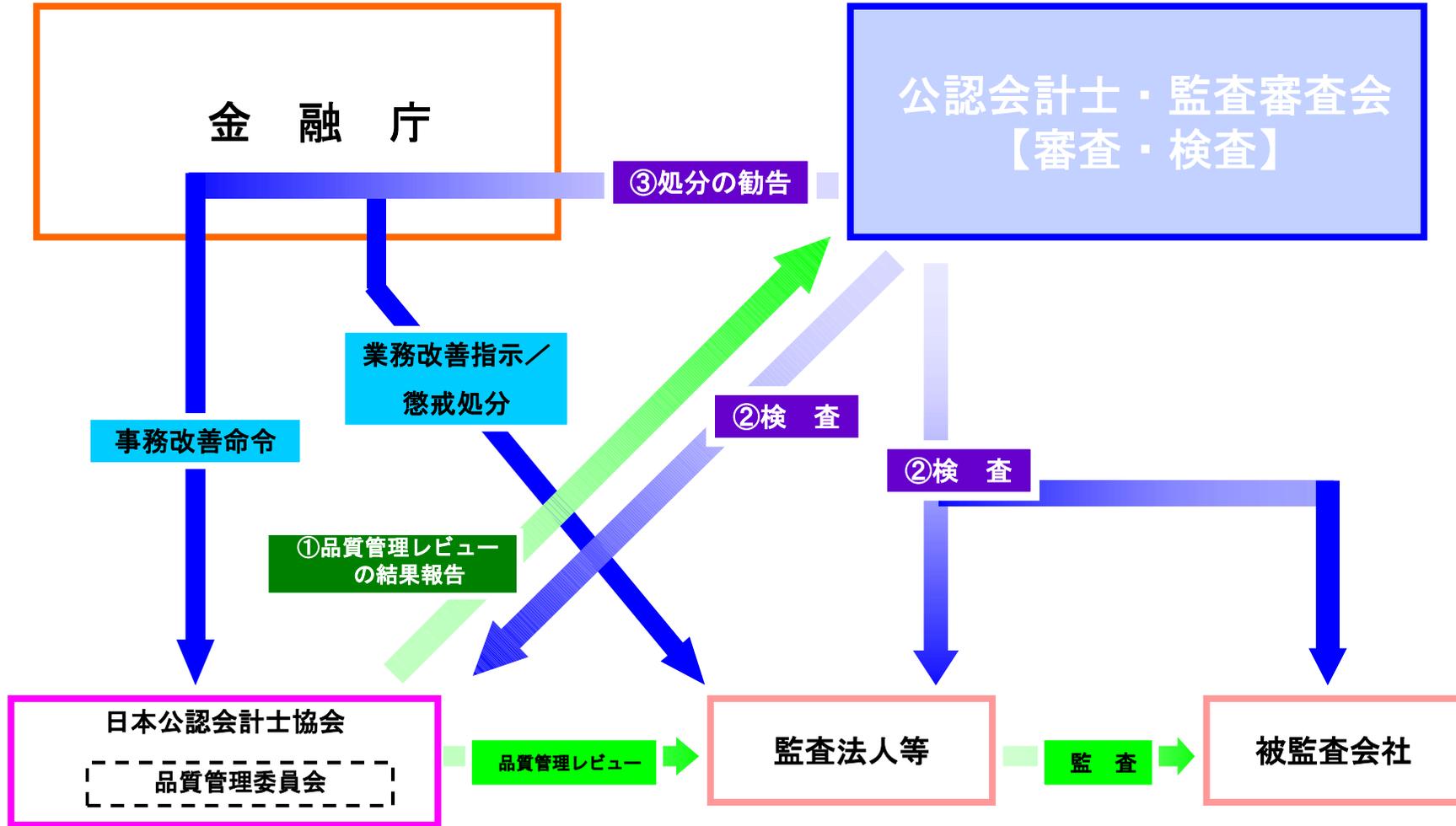
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
合計	47	51	55	58	57	56	56	56	56
総務試験室	12	12	14	14	14	14	14	14	14
審査検査室	35	39	41	44	43	42	42	42	42
主任公認会計士 監査検査官	4	5	5	7	7	7	7	7	7
公認会計士 監査検査官	24	26	28	27	28	26	26	26	26

Ⅱ. 監査法人の審査・検査

1. 概要

(1) 審査・検査の概要

○ 審査・検査の概要



(1) 審査・検査の概要

○審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査:協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入検査:協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告

(2) 実施状況

○ 品質管理レビューの審査の状況

品質管理レビュー報告書(平成26年度)

(監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/d	(b)	b/d	(c)	c/d	—	—	
監査法人	61	88.4%	7	10.1%	1	1.4%	—	—	69
公認会計士	15	83.3%	3	16.7%	—	—	—	—	18
合計	76	87.4%	10	11.5%	1	1.1%	—	—	87

(注)87件中81件に改善勧告事項がある。

(2) 実施状況

○ 報告徴収の実施状況

● オフサイトでの報告徴収

(平成28年3月31日現在)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	32	31	58	70	67	58

● 検査結果通知後の報告徴収

(平成28年3月31日現在)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	3	4	5	7	5	4

(2) 実施状況

○ 検査の実施状況

(平成28年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	2	12	13	11	5	7	9	9	11	13	15	9

(注1) 平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2) 検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。

(2) 実施状況

○ 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成28年3月31日現在)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	4	3	5	1	1	1	2	2	1	5	4

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

【平成27年度の勧告監査法人】

○ 27. 6. 19 仁智監査法人

○ 28. 1. 12 明誠有限責任監査法人

○ 27.12.15 新日本有限責任監査法人

○ 28. 3. 24 KDA監査法人

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

○最近の主な動き

- 監査等委員会設置会社制度の創設(会社法)
- 監査役会等の権限: 会計監査人の選解任議案の内容の決定権の付与及び株主総会参考書類への記載(会社法等)
- 監査役会等による会計監査人の選定・評価基準の策定(CGコード)
- 監査役会等による会計監査人の報酬同意の理由の事業報告における開示(会社法)

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

○改正会社法

- 監査人の選解任議案・報酬等決定権：
従来：取締役(会)
現在：選解任権は監査役(会)、報酬決定権は取締役(会)
- 選解任決定の上で、会計監査人監査への理解の必要性の高まり、会計監査人のパフォーマンスの評価の必要性

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

○コーポレートガバナンス・コード(抄)[会計監査関係]

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

【審査会検査結果等の第三者への開示の取扱い】

- ・ 検査結果通知書は非公表
- ・ 検査結果及び検査関係情報の検査先以外の第三者への開示については、次の場合を除き、審査会の事前承諾が必要
 - ① 日本公認会計士協会の品質管理委員会に提出する場合
 - ② 被監査会社の監査役等に対し、次の内容を書面で伝達する場合
 - ・ 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・ 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容



- 27年6月21日「検査結果等の第三者への開示について」公表
監査事務所は、審査会に包括的な承認手続をすることにより、以下の者から要請があった場合の事前承諾は不要に
 - ① 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の取締役、監査役等
 - ② 監査契約に関する提案等として、現在の被監査会社でない先（潜在的な被監査会社）

Ⅱ. 監査法人の審査・検査

2. 今後の課題、モニタリングの方針

2. 今後の課題・モニタリングの方針

【会計監査の信頼性の確保のための取組み】

最近の不正会計事案などを契機に、改めて会計監査への信頼性が問われている。

- 27年9月「金融行政方針」
会計監査の信頼性の確保に向けた取組みを記載

- 28年3月8日
「会計監査の在り方に関する懇談会」提言公表

(会計監査の在り方に関する懇談会メンバー)

座長	脇田 良一	名古屋経済大学大学院教授
メンバー	引頭 麻実	(株)大和総研常務執行役員
	倉貫 浩一	読売新聞東京本社論説委員
	斎藤 静樹	東京大学名誉教授
	関 哲夫	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役
	初川 浩司	公認会計士
	八田 進二	青山学院大学大学院教授
	森 公高	日本公認会計士協会会長

(1)「金融行政方針」

○会計監査の信頼性の確保に向けた取り組み

□ 会計監査のあり方に関する検討

今後の会計監査のあり方について、経済界、学者、公認会計士、アナリスト等関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査の在り方に関する懇談会」を開催し、その提言等を踏まえ、会計監査の信頼性の確保に向け、金融庁として必要な対応を行う。

□ 監査法人等の適正な業務運営の確保

会計監査に対する市場の信頼性を確保していくためには、監査法人や公認会計士による適正な業務運営を確保していく必要がある。

このため、虚偽記載が認められる企業の財務書類について、故意に虚偽記載がないものとして、又は、相当な注意を怠り重大な虚偽記載がないものとして監査証明した監査法人や公認会計士に対しては、厳正に対応する。

また、公認会計士・監査審査会においては、監査法人等を取り巻く環境を踏まえ、監査法人等のリスクに応じた効果的・効率的な審査・検査を実施する。特に、適正な監査が行われなかった場合に市場に大きな影響を及ぼす企業の監査を行う監査法人等に対しては、検査のフォローアップの強化等、そのリスクを踏まえた検査の実効性向上を図る。

品質管理や審査が不十分であり適正な業務運営が行われていないとして、公認会計士・監査審査会から行政処分等の勧告があった監査法人や公認会計士に対しては、その検査結果等を踏まえ、行政処分を行う等、厳正に対応する。

(1)「金融行政方針」

□ 日本公認会計士協会における会員の指導・監督

会計監査の質を確保していくためには、日本公認会計士協会において、会員の指導・監督が適切に行われていくことが重要となる。金融庁としては、日本公認会計士協会において、(i)資格審査・登録事務等の厳正な執行、(ii)資格者による継続的専門研修(CPE)の適正な受講、(iii)虚偽証明や信用失墜行為を行った会員に対する厳正な対応、(iv)品質管理レビューの一層効果的な実施等が確保されるよう、引き続き支援していく。

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

1. 監査法人のマネジメントの強化

最近の不正会計事案においては、大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、これにより、

- ・監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分発揮されていなかった、
- ・当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかった、
- ・監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかった、

などの問題が生じていたことが指摘されている。また、他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである。

・監査法人のガバナンス・コード

- 監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立
- ガバナンス・コードの遵守状況についての開示

・大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

- ガバナンス・コードの適用による、大手・準大手監査法人の監査品質の向上
- 当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話(協議会の設置)

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- ・企業による会計監査に関する開示の充実

- 有価証券報告書等における、会計監査に関する開示内容の充実

- ・会計監査の内容等に関する情報提供の充実

- 監査法人による情報提供の充実

- 監査報告書の透明化

- 監査品質を測定する指標(AQI)の策定

- 監査人の交替理由等に関する開示の充実

- 審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実

3. 企業不正を見抜く力の向上

- ・会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮

- 不正対応に係る教育研修の充実、関連する資格取得や企業への出向等の奨励、監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

3. 企業不正を見抜く力の向上(つづき)

- ・不正リスクに着眼した監査の実施
 - 監査基準、不正リスク対応基準、品質管理基準等の実施の徹底

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- ・監査法人の独立性の確保
 - 監査法人のローテーション制度についての調査の実施
- ・当局の検査・監督態勢の強化
 - 審査会の検査の適時性・実効性の向上
 - 審査会の検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担の検討
 - 監査法人に対する監督の枠組みの検証
- ・協会の自主規制機能の強化
 - 品質管理レビュー等の見直し
 - 自主規制機能の強化
 - 教育研修の在り方の見直し

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- ・企業の会計監査に関するガバナンスの強化
 - (コーポレートガバナンス・コードに基づく)各企業における監査人の選定・評価のための基準の策定
 - 各企業における適正な監査の確保への取組み
- ・実効的な内部統制の確保
 - 内部統制報告制度の運用と実効性の検証
- ・監査におけるITの活用
 - 協会において検討を継続
- ・その他
 - 試験制度・実務補習等の在り方の検討

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

会計監査の信頼性確保のための取組みとして、上場大企業の多くを監査する大手監査法人を中心に、監査事務所等のリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることを目的に、これまでの検査内容及び手法等について検討、結果をとりまとめたもの(28年3月24日公表)

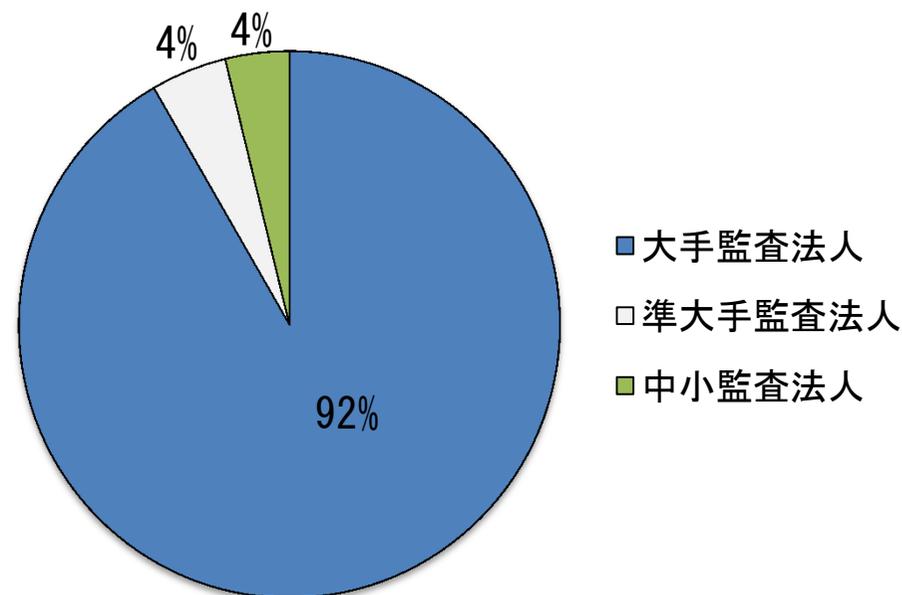
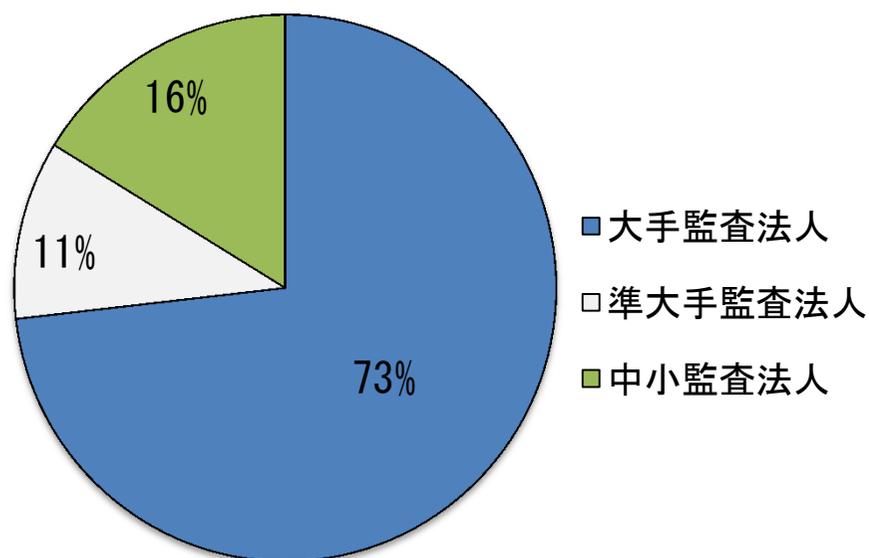
(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

ア. 上場被監査会社数 (単位：社)

全監査法人	3,577
大手監査法人	2,618
準大手監査法人	378
中小監査法人	581

イ. 上場被監査会社の時価総額 (単位：百万円)

全監査法人	598,320,718
大手監査法人	548,343,525
準大手監査法人	27,124,388
中小監査法人	22,852,805



(注1) 監査法人数は全体で219法人。

(注2) Quick、有価証券報告書ほかより集計。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○平成23～26事務年度における規模別検査実施状況

ア. 検査頻度

- 大手監査法人・・・定期的実施（2年に1度）
- 準大手監査法人・・・定期的実施（平成26年度より2年又は3年に1度）
- 中小規模監査事務所・・・必要に応じて（最短で3年に1度）

イ. 検査体制（人数）・検査期間・個別監査業務選定数（図表2）

	全体	大手	準大手	中小（勧告なし）	中小（勧告あり）
検査件数	44	8	4	23	9
平均検査官数	6.2	10.1	7.8	5.1	4.8
平均検査期間	117.7	149.3	93.0	97.7	151.8
平均個別監査業務選定数	4.1	9.1	5.3	2.5	3.2

(注) 検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○監査法人の1法人当たり被監査会社数（金商法）

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	751.8	67.2	3.8	19.3
25年3月期	756.3	64.7	3.9	19.8
24年3月期	774.8	64.7	3.9	20.1

○監査法人の1法人当たり被監査会社数（会社法）

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	1054.0	48.7	3.2	23.9
25年3月期	1066.3	46.0	3.4	24.6
24年3月期	1058.8	48.5	3.5	24.6

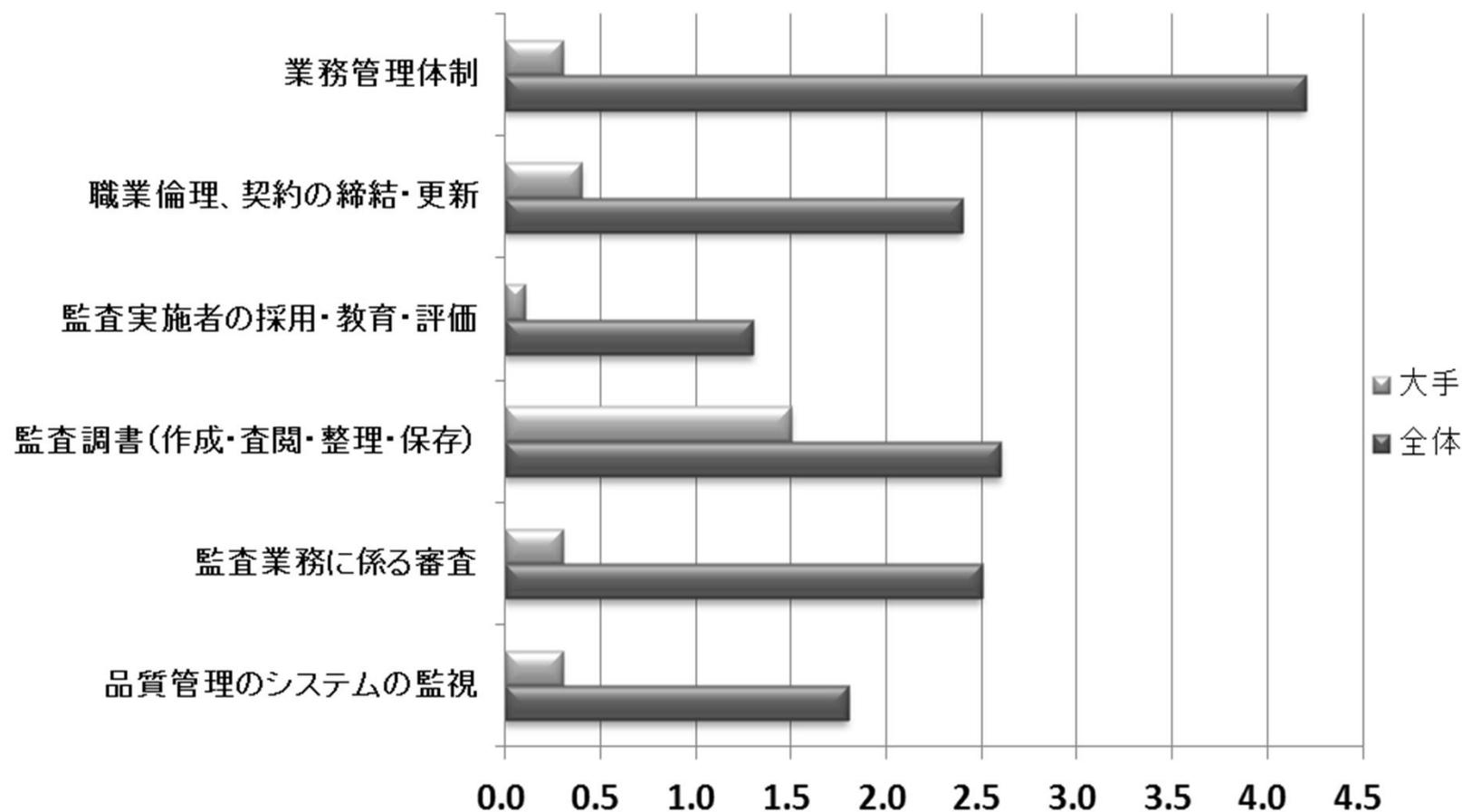
監査法人業務報告書を基に作成

(注1) 全監査法人が行った被監査会社数の内訳である（個人は除く）。

(注2) (金商法)は、金商法監査+会社法監査、金商法監査単独の合計、(会社法)は会社法監査単独の被監査会社数である。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○検査における不備指摘数（品質管理体制）

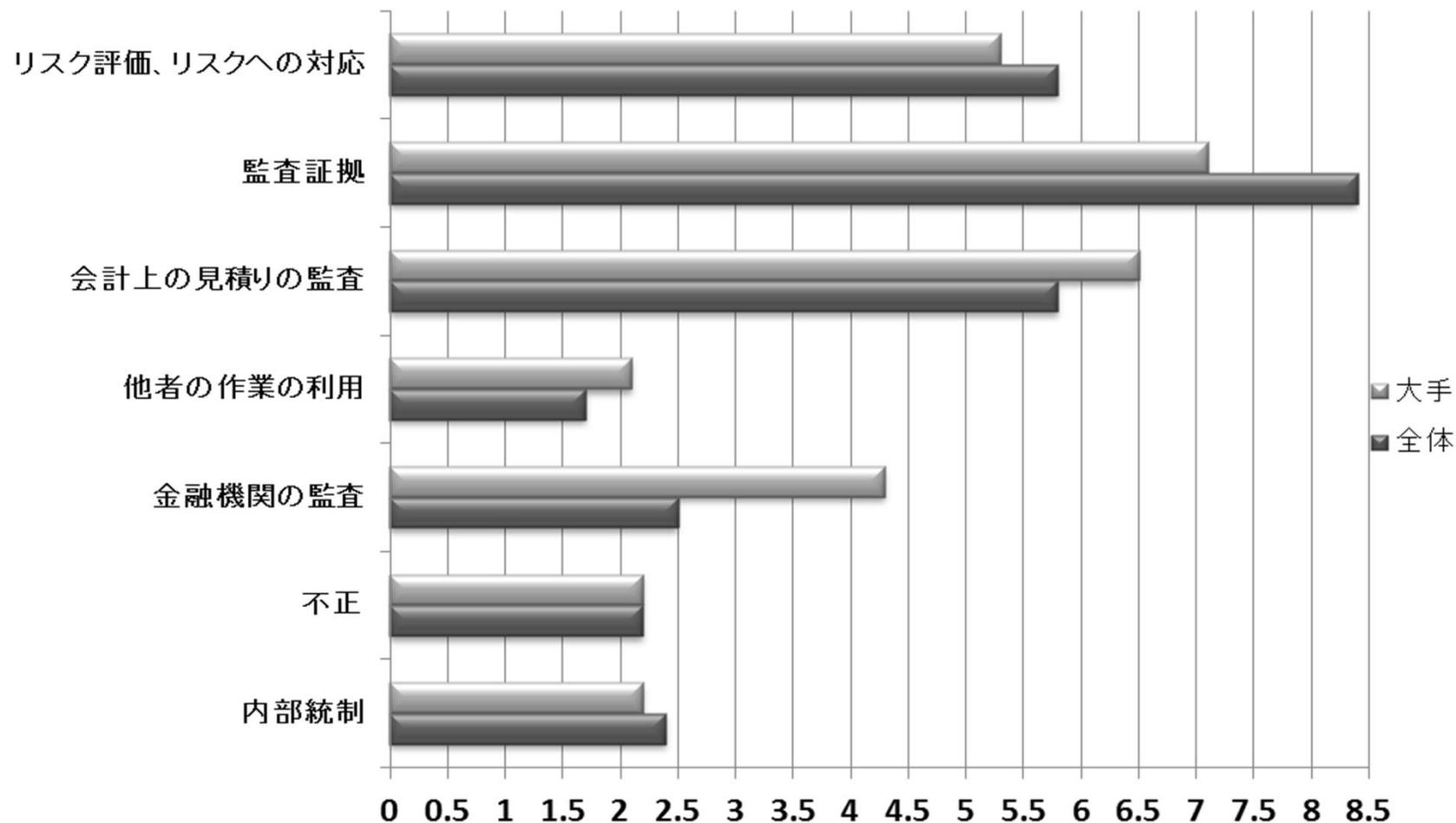


(注1) 件数は、1監査法人あたりの不備指摘数

(注2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○検査における不備指摘数（個別監査業務）



(注1) 件数は、1監査法人あたりの不備指摘数

(注2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○審査会検査実施状況調査会議 調査結果報告

27年10月、審査会非常勤委員及び弁護士等から構成する公認会計士・監査審査会検査実施状況調査会議を設置。新日本有限責任監査法人に対して実施した前々回・前回検査について、事実関係の整理やその適切性の仮評価等のための調査を行い、12月に調査結果報告をとりまとめた。

【適切性に関する仮評価】

- ・個別監査業務等の選定並びに東芝に対する個別監査業務の検査については、合理的であって特段の瑕疵は認められない。
勧告を行わなかった判断は不合理とはいえない。
- ・品質管理体制の運用面について、より一層厳密に検査し、改善状況を評価し続ける必要。検査結果通知の記載方法・伝達方法に見直しの余地。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

【仮の提言】

- ① 検査手法等
 - ・事業部長やその他の職員へのヒアリング
 - ・監査役等との連携状況や検査結果通知書の内容等の伝達の適切性等の確認・検証の高度化を図る。
- ② 検査結果通知
 - ・危機意識を持たせる方法を検討することも有益
 - ・検査先に理解し易くすること等記載方法等に工夫
 - ・審査会が考える改善策を例示する取組みは、記載事項の見直しの要否を検討した上で継続
- ③ 改善状況の確認・検証(フォローアップ)
 - ・大手監査法人に対する実効性のあるフォローアップの手法として、運用面の確認を検討することが有効。例えば、検査で重要な不備事項が指摘された場合は、その翌年に簡易な立入検査を実施することを検討

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

問題認識 *は調査会議の仮提言

○ 機動性

・被監査会社に会計上の重大な問題が疑われる場合、機動的な検査が必要

○ フォローアップ

・同様の不備が繰り返されていることが認められており、改善状況のフォローアップの強化が必要

* 簡易な立入検査の実施

○ 検査手法

・品質管理の有効性について、組織運営上の問題に迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善が必要

○ 検査結果等の提供

・監査役等が検査結果を有効に活用できるよう情報提供について一層工夫する必要

* 改善状況を明確に把握することができるよう記載方法の工夫

今後の対応

○ 検査の機動的な実施

・定期的な検査にとられない機動的な検査

○ 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

・通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施
・フォローアップ検査の効率的、効果的な実施

○ 協会との適切な役割分担等

・品質管理レビューと検査の双方の特性を活かした役割分担
・協会の品質管理レビューアールとの意見交換等の継続的な実施

○ 検査手法の向上

・ガバナンス態勢等の検証に必要な情報を報告徴収により継続的に入手
・業界動向等の情報収集・リスク評価手法の一層の充実
・監査法人のガバナンス・コードの対応状況を検討

○ 検査結果の取扱い(監査品質の見える化)

・検査結果通知の明瞭性・比較可能性の向上
・モニタリングレポートの作成・公表

(4) 監査事務所に対するモニタリングの基本方針

「監査事務所等モニタリング基本方針」

(審査・検査基本方針)

～より実効性のある監査の実施のために～

- 審査会の第5期(28年4月～31年3月)における監査事務所に対するモニタリングの基本方針を定め公表(28年5月13日)
- 本基本方針を踏まえ、事務年度ごとにモニタリング基本計画を策定

(4) 監査事務所に対するモニタリングの基本方針

【視点】

監査事務所の実態を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを実施し、監査の信頼性確保を積極的に図る。

【目標】

- 監査事務所における監査業務の適正な運営を図ることを目的
- ・監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すようなモニタリングを実施
 - ・形式的に基準に準拠しているだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心の発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクの評価など、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものになっているかを重視

(4) 監査事務所に対するモニタリングの基本方針

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

- ① 協会による品質管理レビューの検証
- ② 報告徴収

ガバナンス情報を継続的に把握するための報告徴収を新たに導入

2. 検査基本方針

- ① 大手・準大手監査法人は定期的検査、中小事務所は必要に応じ検査。
必要がある場合には、機動的に検査を実施

(4) 監査事務所に対するモニタリングの基本方針

② 検査にあたっての留意事項

- ・監査事務所の業務管理態勢が規模や特性に応じたものとなっているかを検証
- ・被監査会社を取り巻く経済環境や事業上のリスクを適切に評価しているかを検証
- ・根本的な原因を踏まえた有効な改善を促す検証

3. モニタリング情報の提供方針

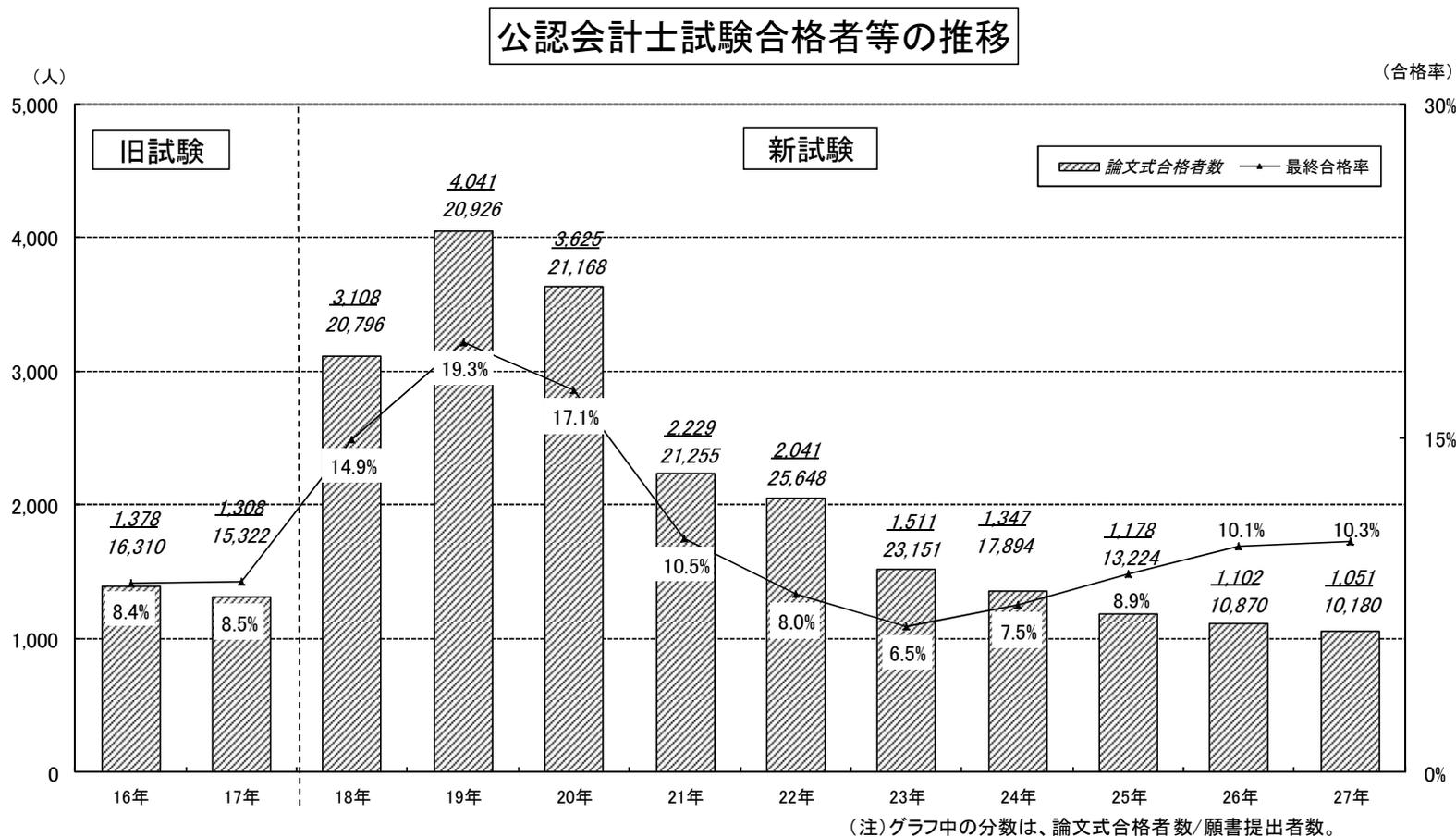
監査の品質管理の問題点を監査事務所及び被監査会社に的確に伝達するように努めるとともに、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

- ・「監査事務所検査結果事例集」
- ・(仮)「モニタリングレポート」

Ⅲ. その他の活動

1. 公認会計士試験

公認会計士試験合格者等の推移



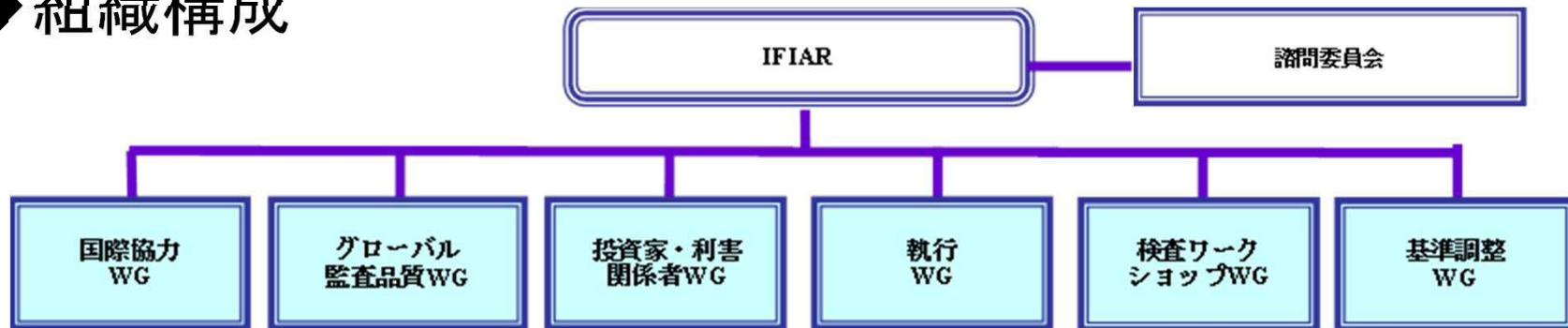
	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
願書提出者数	16,310	15,322	20,796	20,926	21,168	21,255	25,648	23,151	17,894	13,224	10,870	10,180
論文式合格者数	1,378	1,308	3,108	4,041	3,625	2,229	2,041	1,511	1,347	1,178	1,102	1,051
最終合格率	8.4%	8.5%	14.9%	19.3%	17.1%	10.5%	8.0%	6.5%	7.5%	8.9%	10.1%	10.3%

Ⅲ. その他の活動

2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

(1)IFIARの概要

- ◆ 名称：監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators:IFIAR)
- ◆ 設立年：2006年9月
- ◆ 加盟国数：51カ国(2016年4月末時点)
- ◆ 議長：Janine van Diggelen(オランダ金融市場庁)
- ◆ 副議長：Brian Hunt(カナダ公共会計責任委員会)
- ◆ 組織構成



(注) 現在、IFIARに常設事務局は無く、議長・副議長国が持ち回りで事務局を担当(任期2年)。2017年4月に常設事務局を東京に設立予定。

(2) 設立経緯及び目的

◆ 設立経緯

米エンロンの破綻等、諸外国における一連の不正会計事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立された。こうした中、2006年9月、各国の監査監督当局間における協力・連携の場として、監査監督機関国際フォーラムが発足。日本からは公認会計士・監査審査会及び金融庁が設立メンバーとして参加。

◆ 活動目的

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進。
- iii 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話の主導。
- iv 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成。

(3) IFIAR加盟国 地域別構成 (51か国・地域)

欧州(30)

- アイルランド(IAASA)
- アルバニア(POB)
- イギリス(FRC)
- イタリア(CONSOB)
- オーストリア(ASA)
- オランダ(AFM)
- ギリシャ(AAOB/ELTE)
- クロアチア(APOC)
- ジブラルタル(FSC)
- スイス(FAOA)
- スウェーデン(SBPA/RN)
- スロバキア(UDVA)
- スロベニア(ANR/APOA)
- スペイン(ICAC)
- チェコ(RVDA)
- デンマーク(DBA)
- ドイツ(AOC(APAK))
- ノルウェー(The FSA)
- ハンガリー(APOC)
- フィンランド(AB3C)
- フランス(H3C)
- ブルガリア(CPOSA)
- ベルギー(CRME/KVI)
- ポーランド(AOC)
- ポルトガル(CNSA)
- リトアニア(AAA)
- リヒテンシュタイン(FMA)
- ルクセンブルグ(CSSF)
- ジャージー(FSC)
- ロシア(MOF/FSFBO)

アジア(10)

- インドネシア(PPAJP)
- 韓国(FSC/FSS)
- シンガポール(ACRA)
- スリランカ(SLAASMB)
- タイ(SEC)
- チャイニーズタイペイ(FSC)
- 日本(CPAAOB/FSA)
- マレーシア(AOB)
- オーストラリア(ASIC)
- ニュージーランド(FMA)

中東(3)

- アブダビ(ADAA)
- ドバイ(DFSA)
- トルコ(POA/CMA)

アフリカ(4)

- エジプト(AOB/EFSA)
- ボツワナ(BAOA)
- 南アフリカ(IRBA)
- モーリシャス(FRC)

北米(3)

- アメリカ(PCAOB)
- カナダ(CPAB)
- ケイマン(AOA)

南米(1)

- ブラジル(CVM)

